

(設置)

第一条 県民の美術に関する知識及び教養の向上に資するため、岐阜市に岐阜県美術館（以下「美術館」という。）を設置する。

(事業)

第二条 美術館は、美術品その他美術に関する資料（以下「美術品等」という。）を収集し、保管し、及び展示し、並びに県民の美術に関する創作又は研究を促進するために必要な事業を行う。

(観覧料等)

第三条 展示室に常設的に展示する美術品等を観覧しようとする者は、別表第一に定める額の観覧料を納入しなければならない。ただし、次項の特別観覧料を納入した者については、この限りでない。

2 特別の企画により展示する美術品等を観覧しようとする者は、一人につき千五百円の範囲内で知事はその都度別に定める額の特別観覧料を納入しなければならない。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる者の観覧料及び特別観覧料の額は、無料とする。

一 幼児、小学校の児童、中学校の生徒、高等学校の生徒及びこれらに準ずる者

二 文化の日（国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）第二条に規定する文化の日をいう。）に観覧する者

(使用の許可等)

第四条 別表第二の上欄に掲げる施設及び設備（以下「展示室等」という。）を使用しようとする者は、あらかじめ、知事の許可を受けなければならない。

2 知事は、展示室等を使用させることが美術館の管理上適当でないと認めるときは、前項の許可をしないことができる。

3 第一項の許可を受けた者（以下「展示室等の使用者」という。）は、別表第二に掲げる額の使用料を納入しなければならない。

4 第一項の許可には、美術館の管理上必要な条件を付けることができる。

(使用許可の取消し等)

第五条 知事は、展示室等の使用者に対して美術館の管理上必要な指示をすることができる。

2 知事は、展示室等の使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前条第一項の許可を取り消し、又は展示室等の使用の停止を命ずることができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
- 二 許可の内容又は条件に違反したとき。
- 三 前項の指示に従わないとき。
- 四 詐偽その他不正な行為により許可を受けたことが明らかになったとき。
- 五 前各号に掲げる場合のほか、知事が特に必要と認めるとき。

(観覧料等の納入方法等)

第六条 観覧料、特別観覧料又は使用料は、前納しなければならない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

2 納入した観覧料、特別観覧料又は使用料は、返還しない。ただし、知事が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を返還することができる。

3 知事は、公益その他特別の理由があると認めるときは、観覧料、特別観覧料又は使用料の全部又は一部を免除することができる。

(原状回復義務)

第七条 展示室等の使用者は、その使用を終了したときは、直ちに展示室等を原状に回復しなければならない。第五条第二項の規定により展示室等の使用の許可を取り消された場合においても、同様とする。

(遵守義務)

第八条 何人も、美術館（駐車場を含む。以下この条及び第十四条において同じ。）においては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 美術館の施設及び設備並びに美術品等を毀損し、又は汚損しないこと。
- 二 他人に危害又は迷惑を及ぼす行為をしないこと。
- 三 前二号に掲げるもののほか、知事が指示する事項

2 知事は、前項の規定に違反した者に対して、当該職員をしてその行為をやめることを指示させ、これに従わないときは、美術館から退去することを命ずることができる。

(美術館協議会)

第九条 博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二十三条第一項の規定に基づき、美術館に岐阜県美術館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

第十条 協議会は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者その他知事が美術館の運営に資すると認める者の中から任命する委員十五人以内で組織する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第十一条 協議会に会長を置き、委員のうちから互選する。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

第十二条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第十三条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(過料)

第十四条 第八条第二項の規定による退去の命令に違反して美術館から退去しなかつた者は、五万円以下の過料に処する。

附 則

1 この条例は、昭和五十七年七月一日から施行する。ただし、第三条から第八条まで、第十四条及び次項の規定は、同年十一月三日から施行する。

2 第三条の規定にかかわらず、昭和五十七年十一月三日から同年十二月十九日までの間において美術品等を観覧しようとする者は、一人につき七百円の範囲内で知事が定める額の観覧料を納入しなければならない。

3 岐阜県屋外広告物条例（昭和三十九年岐阜県条例第四十七号）の一部を次のように改正する。
第四条第十一号中「及び博物館」を「、博物館及び美術館」に改める。

(以下改正附則略)

別表第一（第三条関係）

区分	観覧料の額（一人につき）	
	個人	団体（二〇人以上に限る。）
大学の学生及びこれに準ずる者	二二〇円	一六〇円

その他の者	三四〇円	二八〇円
-------	------	------

別表第二（第四条関係）

区分	単位	使用料の額
一般展示室（小）	一日につき	八、八〇〇円
一般展示室（中）	一日につき	一七、六〇〇円
一般展示室（大）	一日につき	二六、四〇〇円
多目的ホール	一日につき	三九、二八〇円
講堂	一日につき	一五、七二〇円
野外展示場	一日につき	三、三五〇円
附属設備	知事が定める額	
備考		
<p>一 一日とは、午前十時から午後六時までの間をいう。</p> <p>二 講堂を、午前十時から午後一時までの間に使用する場合の使用料の額は六千七百円、午後一時から午後五時までの間に使用する場合の使用料の額は九千二十円とする。</p> <p>三 展示室等の使用者（附属設備の使用者を除く。）が入場料その他これに類する対価を入場者から徴収して使用する場合の使用料の額は、この表に掲げる額の二倍とする。</p>		

※博物館法（昭和 26 年 12 月 1 日法律第 285 号）抜粋

第二十三条 公立博物館には博物館協議会を置くことができる。

2 博物館協議会は、博物館の運営に関し館長の諮問に応ずるとともに、館長に対して意見を述べる機関とする